今号の主な内容

2面 国民健康保険料納入通知書をお送りします

3面 特集「すてないで」3Rでごみ減量

4・5面 ご利用ください高齢者福祉サービス

8面 区を挙げて節電に取り組みます(7月～9月の施設の利用)

8面 新宿応援セール 実施中

広報しんじゅく

「新宿力」で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

平成23年(2011年) 6・15 第1998号

しんじゅくコール
☎(3209)9999 FAX(3209)9900
午前8時～午後10時 1/1～3を除く毎日

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111
ホームページ http://www.city.shinjuku.lg.jp/
携帯電話版 http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/
携帯電話用二次元コード

6月23日～29日は 男女共同参画週間

チャンスを分かち、未来を拓こう

(平成23年度内閣府・男女共同参画週間キャッチフレーズ)

男女共同参画社会の実現には、男女が互いを個人として尊重し、性別にかかわらず、仕事と家庭・育児・介護・地域活動等をバランスよく担うことが大切です。女性の職場への参画だけでなく、男性の育児・地域活動への参加など、男女が共にさまざまな生き方を選択できるよう働き方を見直す必要があります。この機会に、わたしたちが家庭・地域・職場でできることを考えてみませんか。

【問合せ】**男女共同参画課**(荒木町16、ウィズ新宿内)☎(3341)0801へ。

女性の参画の推進

区の政策決定過程への女性の参画を推進するため、「新宿区男女共同参画推進計画」に基づき、「平成23年度末までに審議会等において一方の性が40%を割らないこと」を目標に、女性委員の登用を推進しています。また、男女がともに参画できるよう、職員の意識改革を進めています。

現在、区の審議会等における女性委員の比率は、国や東京都に比べて高くなっています(**下表**)が、今後も目標の達成に向けて、より一層取り組んでいきます。

審議会等における女性委員の比率

新宿区(23年4月1日)	国(22年9月30日)	東京都(22年4月1日)	23区平均(22年4月1日)
35.7%	33.8%	20.1%	30.6%

悩みごと相談室をご利用ください

自分のこと・家族のこと・仕事のことなど、さまざまな相談を無料でお受けします。秘密は厳守します。男性の相談員も相談に応じています。

【日時・会場等】**下表**のとおり。

【相談員】性と生アドバイザー、弁護士、ソーシャルワーカー、元家庭裁判所調査官、ライフスタイルアドバイザー

日時(祝日等を除く)	面接相談会場 ※事前に電話で男女共同参画課 ☎(3341)0801へ予約	電話相談番号 ※受け付けは午後3時30分まで
月～土曜日 午前10時～午後4時	男女共同参画推進センター(ウィズ新宿、荒木町16)	☎(3353)2000
土曜日午後1時～4時 男性相談員が対応		☎(3341)0905
月曜日 午前10時～午後4時	区役所第1分庁舎2階区民相談室(歌舞伎町1－5－1)	☎(5273)3646

※いずれも正午～午後1時を除く

企業の成長・発展につながります

ワーク・ライフ・バランス推進企業を支援しています

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が実現した社会の姿とは、一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できる社会です。

区では、柔軟で多様な働き方ができるよう長時間労働の改善や就労環境の整備などを行い、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を応援しています。推進企業として認定した企業には、コンサルタントの派遣、セミナーの開催などの支援をします。ご相談ください。

男性の育児・介護を支援する企業を応援しています

サポート企業に登録を

区内の中小企業を対象に、男性の育児・介護休業の取得や育児・介護のための短時間勤務を推進している企業を「サポート企業」として認定・登録し、男性従業員が育児・介護休業等を取得後、要件を満たす場合には30万円を上限に奨励金を支給します。要件等詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。

奨励金の支給まで

サポート企業の認定・登録
↓
男性従業員が育児・介護休業等を取得
↓
当該男性従業員を継続して雇用(1か月以上)
↓
奨励金の申請
↓
奨励金の支給

ワーク・ライフ・バランスの実践

社会全体で子育てを

【問合せ】**教育支援課地域家庭教育係**(教育センター4階)☎(3232)1078へ。

◎保護者の方へ

家庭の教育環境を考えましょう

次世代を担う青少年の育成に重要な役割を持つ、家庭の教育力の向上を支援しています。

社会生活に必要な習慣やマナーを身に付けるには、家庭の教育環境が重要です。子どもは親の姿を通して、基本的な生活習慣や社会との関わり方を習得し、感情のコントロールのしかたや自分への信頼感などを身に付けていきます。

保護者の方は、保護者会や家庭教育学級等に積極的に参加し、親同士のつながりを大切にして、お子さんを育てていきましょう。

◎事業(雇用)主の方へ

家庭の教育環境づくりにご協力を

家庭の教育力の向上のため、保護者の方が学校行事やＰＴＡ活動に参加できる環境づくりを推奨しています。次世代を担う人材の育成のためにも、地域社会全体で子どもを育てることが大切です。また、ワーク・ライフ・バランスの観点からも、働く方の家庭教育活動への積極的な関わりが必要です。

事業(雇用)主の皆さんには、社員・職員の皆さんが学校行事・家族行事等に参加できるよう、休暇の承認や職務免除等に配慮していただくようお願いします。

コラム 新宿 まち・人・しごと

今年は平年に比べて10日以上早い5月末の梅雨入り。雨にぬれた紫陽花や花ショウブの美しさは格別ですが、湿度が高く過ごしにくい季節の足早な到来には、少しがっかりですね。この季節、米作りなど農作物にとっては恵みの雨ですが、水害への備えも必要です。▼特に今年は、東日本大震災の被災地へ大雨や台風の襲来がないよう願うばかりです。新宿においても、突発的な豪雨や地下室への浸水の危険など、都市型水害にともに備えましょう。▼新宿の東の玄関口・神楽坂の路地の石畳には、情緒ある雨が似合います。山手の花柳界の遺伝子を持ち、フランス人が多く暮らす街・神楽坂では、地元を中心としたまちづくりが地道に進められています。▼区は平成18年度から「協働事業提案制度」を導入し、多様な主体が担い手となって地域を支える、新宿ならではの新しい公共を構築する試みに取り組んでいます。神楽坂でも昨年度、ＮＰＯ法人粋なまちづくり倶楽部との協働で、神楽坂の地域資産を登録文化財として表彰・保全する事業に取り組み、矢来能楽堂等4件が、国登録有形文化財として登録されることになりました。▼地域の身近な建物の価値を見直すことは、わがまちへの愛着と誇りを深めるまちづくりにつながります。新宿歴史博物館では、7月10日まで、新宿を描いた画家・堀潔の作品展も開かれています。懐かしい風景に、きっと愛着や誇りに通じる何かを感じていただけるのではと思います。

区長 中山(なかやま) 弘子(ひろこ)

★本紙は新聞折り込みでお届けしています。主な区立施設・駅・スーパー・新聞販売店などにも置いています。新聞を購読していない方には配達します。